

## 令和3年度第2回十和田市特別職報酬等審議会の会議録

日時: 令和4年1月12日(水)10時30分から11時30分まで

場所: 十和田市役所 本館3階 庁議室

### 1. 開会

(司会)

皆様、おはようございます。

それでは、ご案内の時間となりましたので、ただ今より、令和3年度第2回十和田市特別職報酬等審議会を開催いたします。

本日は●●委員が欠席となっておりますけれども、委員10名中、半数を超える9名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、十和田市特別職報酬等審議会条例の規定により本審議会は成立いたしました。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

(会長)

本日、特別職報酬等審議会を招集いたしましたところ、委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の案件は、前回からの継続案件の審議であり、答申作成に向けた審議についても進めて参りたいと考えております。

皆様におかれましては、ご審議の程よろしく願い申し上げまして、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

### 2. 案件

(司会)

ありがとうございました。

審議会条例第4条第2項の規定によりまして、これからの議事の進行につきましては、上野会長をお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、情報公開条例第23条の趣旨に鑑みまして、公開とさせていただきますことを申し添えます。それでは、会長、よろしくお願い致します。

(会長)

早速ですが、審議に入ります。

はじめに、**案件(1)第1回特別職報酬等審議会会議録の確認**をしたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

第1回審議会の発言事項等をまとめた会議録と修正箇所などを記載する確認シートを配布させていただきます。項目ごとの確認は省略させていただきますが、公表の際には、審議部分の委員名につきましては実名を出さずにA委員・B委員というような表記をいたします。審議内容・発言事項について訂正等がございましたら、1月14日(金)までに期間が短くて大変申し訳ございませんが、確認シートをご提出いただくか、または事務局までご連絡をいただきたいと思っております。

なお、会議録は市のホームページで公表となりますことを申し添えます。

(会長)

事務局から説明がありましたが、質問等ございませんか。

それでは、目を通していただいて、何かございましたら、事務局までお知らせいただくということで、会議録の確認については終了いたします。

続いて、**案件(2)市長、副市長及び教育長の給料の額の改定**について、今回の資料について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

重ねてのご連絡となりますが、情報公開について、これからの審議の発言等も対象となりますのでご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、**資料**の目次をご覧ください。

第1回審議会においては、参考とする各種データにつきましてご説明させていただいたところでしたが、今回の資料では、第1回審議会での資料をいまいちど整理したうえで、特別職の給与の定め方に関する基本的な考え方、現在の給与水準の状況と参考データにつきまして、要点を中心に説明してまいります。

**資料**の1ページをお開きください。

**I 市長等の給料の額の改定に関する基本的な考え方** についてです。

(1)審議会設置の趣旨

十和田市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により、特別職である市長、副市長及び教育長の給料の額について、市長が必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができるとされています。

(2)市長等の給料等の額の改定

市長等の給料等については、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであることから、一般職の給与改定に伴い、自動的に引上げ改定等を行うことは適当ではなく、審議会の審議を経

で決定されることとされており、市長等の期末手当については、青森県の特別職に準じて条例を改正しております。

なお、一般職の給与については、青森県人事委員会から示される「職員の給与等に関する報告及び勧告」に準じて条例を改正しております。

### (3)市長等の給料等の改定の際の考慮事項

給与改定を行う場合は、次の諸事情等を総合的に考慮して改定を行うこととされています。

- ① 国家公務員の特別職の職員の給与改定
- ② 当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯
- ③ 当該地方公共団体の一般職の職員の給与改定の状況
- ④ 他の地方公共団体との均衡

### (4)審議会において参考とする事項

審議会においては、以下の事項等を踏まえ審議することとされています。

- ① 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額
- ② 当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯
- ③ 一般職の職員の給与改定の状況等

以上を踏まえ、資料の3ページ以降で、現在の給与水準の状況と参考データ等についてご説明いたします。

では3ページをご覧ください。

## Ⅱ 現在の給与水準の状況

現在の給与水準の状況について要点を中心にご説明いたします。

### 1.青森県内9市との比較

4ページの 青森県内9市との比較では、

市長、副市長は10市中5番目、教育長は4番目であり、ほぼ中央に位置しております。

5ページに移ります。

県内10市の特別職報酬等審議会の開催状況についてですが、こちらは、今回新しく追加した資料となります。直近の改定状況は、赤枠で示しておりますが、県内10市のうち7市が据置きまたは改定なしとなっております。また、資料には掲載しておりませんが、旧3市を除く7市のうち、つがる市、平川市をさらに除いた5市については、平成14年以降、改定はございませんでした。

続きまして6ページに移ります。

## 2.人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体との比較

十和田市は、類似団体68団体中、上から35～36番目でほぼ真ん中に位置しております。

8ページをご覧ください。

## 3.十和田市特別職の年間給与額と公務日数

こちらは、新しく追加いたしました、特別職の年間給与額についての資料です。

特別職には、「十和田市特別職の職員の給与に関する条例」により、給料のほか、期末手当及び寒冷地手当等を支給することとされております。重ねてのご説明となりますが、平成15年以降、現在までの間、毎月支給される給料の改定はありませんでした。給料の金額は、表中「月額(A)」の欄に示しております。

一方、期末手当は、一般職と同率で変動しており、例年、給料の額に支給率等を乗じて算出するものです。

令和2年12月分の市長の期末手当は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本市の経済等の状況に鑑み、2分の1に減額いたしました。ご参考までに、減額前の支給予定額を表中の()内にお示しております。

また、このほかに、寒冷地手当が支給されておりますが、支給額は世帯の状況により決定し、仮に世帯主であり扶養親族のある場合は月額17,800円が11月から3月まで支給されています。

9ページに移ります。

市長の公務日数についてですが、令和元年度において、平日の17時以降に公務を行ったのは72日、土日祝日は61日でした。副市長、教育長については、ご覧のとおりとなっております。

なお、表は令和元年度のものとなっておりますが、令和2年度、3年度については、新型コロナウイルスの影響により各種行事や会合等が中止となったため、掲載しておりませんので、ご了承ください。

10ページをご覧ください。

## Ⅲ 参考データ等

### 1.前回(令和元年度)の審議会より

前回の審議会について、概要をご説明いたします。

前回の令和元年度の審議会では市議会の議長、副議長及び議員の報酬の増額改定について、諮問があり、慎重な審議の結果、答申は据置となりました。また、平成14年以降十数年審議がなかったことから、附帯意見として定期的な開催を求めています。

このときの審議の中で、一委員から「市長の給料は増額改定しても良いのでは」とのご意見もございましたが、市長は自らの給料の増額は望んでおらず、諮問はあくまで市長等を除いた、議長等の報酬についてでありました。

今回の諮問においても、前回の審議会での「定期的な開催を求める」という附帯意見を受け、特別職の報酬等の額が妥当か否かの確認の意味合いを大きく含んでいるものとなっております。

続きまして、11ページに移ります。

## 2.特別職の改定の状況

これまでの改定の状況の経過はご覧のとおりとなっております。

12ページに移ります。

## 3.一般職の給与改定の状況

一般職の職員の給与改定の状況について、第1回審議会の資料では令和3年度分の改定状況を見込みでお伝えしておりました。その後、県の人事委員会に倣いまして、前回お伝えしていたおりの0.05月分の減と確定いたしましたので、この場でご報告いたします。また、前回の審議会が開催された令和元年度以降、今年度まで給料は2年連続据え置きとなっております。

次のページをご覧ください。

青い棒グラフは一般職の期末・勤勉手当の年間支給月数を表しております。支給月数は県の人事委員会に従い増減しており、特別職の期末手当もこれに連動した形となっております。オレンジの線は平成14年度を基準とした、累積給与改定率の推移を示しております。

令和3年度は、平成14年と比較し、98.9%の水準となっております。

続きまして15ページに移ります。

## 4.消費者物価指数の推移について ご説明します。

全体的に物価は緩やかに上昇しており、平成15年と令和2年を比較すると、全国(総合)では、4.6ポイントの増となっております。

16ページに移ります。

## 5.十和田市の財政状況(基金残高と地方債残高)

十和田市の財政状況について、基金残高と地方債残高についてのグラフを17ページに示しました。棒グラフで示しております、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計は平成14年に比べ、令和2年では約2.4倍に増加しており、折れ線グラフで示しました地方債現在高との差は、平成14年に比べて小さくなっています。

このことから、十和田市の財政状況は平成14年に比べ好転してきたといえる状況です。

簡単ではありますが、資料の説明は以上となります。

(会長)

それでは、審議に移ります。

ただ今、事務局より説明のありました内容を踏まえ、特別職の給料の額について審議したうえで、まずは、答申に向け、据え置きあるいは増額改定あるいは減額改定とするかの、方向性を判断していきたいと思います。委員の皆様からのご発言はありますでしょうか。

(C委員)

確認させてほしいのですが、1ページ目の「審議会設置の趣旨」について、「市長、副市長及び教育長の給料の額について、市長は、必要があると認めるときは、意見を聴くことができる」とあります。今回の会議は、必要があり開かれたものと思いますが、令和元年度の会議で、給料を上げたほうが良いのではという意見もありましたが、答申では据置きとなりました。本審議会の意図は、10ページに令和元年度の審議会よりとありますが、定期的な審議会の開催が必要とあり、これに基づいて今回の会議が開かれたものでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりの考え方になります。

前回の審議会は、条例上は、増額または減額のいずれかの意思があるときに審議会を開く、という市長の意思が反映されるものでした。前回の審議会の中で、定期的なチェックが必要だろうとの意見がありましたので、条例を改正し、今回は増額または減額という意味ではなく、純粋にこの状況を市民の代表である皆様がどう判断されるのであろうというところでの確認という意味合いです。もし、市長が増額または減額という意味があれば、その数字を示すなどして諮問する形になりますが、今回はそのような意思ではないということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

(C委員)

わかりました。

(D委員)

私、今日初めて説明を聞いたのですが、コロナ対策で30億円使ったとか、あるいは、コロナの関係で、3回目接種が65歳は2月から始まるだとか接種率が88パーセントだとか聞いています。今日、説明を聞いて驚きましたが、8ページにあるとおり、市長の期末手当について、市長自ら2分の1にしたということでしたが、その経緯について分かる範囲で教えていただきたい。

(事務局)

私の知っている範囲となりますが、令和2年度にまず、コロナが出始めました。そこで、経済状況、例えば飲食店だとかの売り上げ等も下がっているという報道も受けて、市長自ら、期末手当を

2分の1に減額したいとお話があり、6月から下げたかったのですが、(期末手当を減額するためには)条例の制定も必要なことから6月議会での制定が間に合わず、12月議会で期末手当の減額を決めたものです。

以上です。

(D委員)

減額した金額はいくらか。

(事務局)

期末手当は、6月手当とあわせ、3,306,240 円でしたが、2,492,595 円へ減額されました。差額は 813,645 円となります。

(E委員)

財政状況についてですが、今後もコロナの状況が続きそうですが、令和2年の状況というのは来年以降コロナが終わった段階でも良い状況が続いていくのか、あるいはコロナの対策等で支出が伸びそうだとか、どういった状況になるのか。

(事務局)

グラフに示してあるとおり、現在の市長が就任した平成20年度が基金的には一番底にありました。その後、財政改革が進んだ上で、地方債の残高は少し減り、そして基金のほうが増えてきたところですが、こうした中、一番下の青い斜線で示した財政調整基金があります。これは、年度間のバランスをとる場合に使う、平時ではなく非常時に年度間で急にサービスを低下させないためにあるものです。これらを使いながら、コロナの対策もしております。一方で、国からコロナの関係での交付金も相当額きており、活用しておりますが、若干基金の数字は下がると思います。それでも、平成20～23年に相当するところまで下がるほどにはならないものと考えております。

以上です。

(会長)

そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

なければ、据え置きか、増額か、減額かという方向でご意見を伺いたいと思います。

(D委員)

私の考えを述べさせていただきたいと思います。先程、市長の考え方を聞いたのは、コロナに対する経済の影響は飲食店だけではなく、市民にとっては計り知れないもので、みんな困っているはずで、市長自ら期末手当を半分にしたのは、すごい話で感動しました。それで、資料では青森

市や八戸市の市長の給与なども載っておりますが、私どもが判断するには、他市の財政状況もよくわからない。一番大事なのは、私たちの地元である十和田だと思っています。十和田の財政は良くなっているが、少子高齢化現象には拍車がかかっている。財政規模も大事であり、17年間審議したことがない。前回は、答申では定期的にやるべきだと意見があつて、それを受けて今回の審議会が開催された。

今のコロナの経済の影響、市民の生活様式の変化、スーパー等でもマスクをどこでもしたくなくともしなければならず市民も大変ご苦勞をされていると思います。市長自らが、皆さん苦勞をされているから私も同じだという考えで手当を半額とした判断をされたということです。

私の結論は、据え置きが妥当ではないか。市民目線、市民感情もあり、増額となると、市民の方へ答える理由がない。私たちには、答申の理由をきちんと答える義務がある。今は上げるべきではない。

(市長等の)給料を上げて、さらに頑張つて欲しい気持ちは強く持っているが、今はその時期ではない。今は、増額とすると市民感情を逆なでしてしまう。現状を考えれば、据え置きが妥当ではないかと考えています。

(会長)

ありがとうございます。

ただ今、D委員から据え置きが妥当ではないかというご意見ができました。

そのほかに、ございませんでしょうか。

(F委員)

この委員を引き受けてからずっと考えてきまして、資料もよく見ました。コロナ禍になってから、社会での生活に困窮している人はどれくらいいるのかという疑問がありまして、事務局に資料は求めませんでした。私も学童やその他地域のかたの声を聴くことも多い。そして、私の周りでは生活に困窮している人がやっぱり多い。このコロナ禍の中で状況が改善されていない。そんな中で市長等の給料を上げるというのはどうか。コロナ禍でご苦勞されてもいるし、さらに頑張つてほしい気持ちはあるが、まだまだ経済状況も回復していない。生活していると、身に染みて感じることも多く、物価も上がっている。そのような大変な状況の中での給与の増額は今ではないと思います。私も据え置きかと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

F委員から、社会情勢を鑑みて、据え置きというご意見がありました。

そのほかにございませんでしょうか。



(G委員)

地方公共団体の一般職の給料を考慮することとありますが、市長の給料を判断する上で、特別職も一般職も全体の奉仕者であることに変わりはないと思っています。そこで、一般職の給料が据え置きあるいは下がっているのに、特別職を上げるのはいかがなものかとも思います。特別職と一般職の給料の格差をあまり広げるべきではないと感じております。したがって、私の意見としては、据え置きが妥当じゃないかな、と思っています。

(会長)

ありがとうございます。

G委員からも、据え置きが妥当との意見が出ました。

この審議会は、定期的開催されるということなので、例えば2年後に再度審議するという形にもなるわけですね。

(事務局)

はい。そのとおりでございます。

(H委員)

一般職の給料の増減についてですけれども、定年前の高い給料の職員や若い職員もあると思うが、資料はどのように作成されているのですか。

(事務局)

一般職の給与は条例で役職に応じて給料表が定められています。例えば、部長であれば何円から何円、新採用であれば何円、というものです。これが毎年、県の人事委員会で、県内の企業の給与実態を調査・比較して、下がっているとすれば給料表そのものの月給を下げるという手続きを行っております。資料の一般職の給与改定の状況というのは、平均年齢くらいのところで何パーセントプラスとか、マイナスとかの調査結果が給料表の全体に反映されるというものです。

今年度については、その調査結果で、据え置きとなっており、給料表そのものの月給には影響がなく、ボーナスについては県の人事委員会の勧告に従い減額となりましたので、それに準じて減額、併せて市長等の期末手当も連動して減額したという状況です。

(I委員)

市長の年間公務日数をみてみますと、自分が例えば、望まれて市長になったときに、この公務日数で年間1,300万の年収で頼まれたときに、この金額で引き受けることはできないと、自分でそう思っておりました。本来は、給料を上げてもいいのだらうと思いますけれども、先程からお話にも出ておりますように、このコロナ禍にあつて、特別職の報酬を上げたときに、我々委員が、市民が納

得してくれるような説明を現社会情勢の中ではできないので、据え置きが妥当ではないかと思えます。2年後、3年後、コロナが収まり経済情勢が回復したときには、給料を上げたほうがいいのか、と思っております。

(会長)

ありがとうございました。

公務の量、内容を考えますと、確かに増額してもいいかという意見もあるかと思えますけれども、委員のおっしゃるように社会情勢のこともありますので、皆さん据え置きということでございます。

そのほかにご発言ございますでしょうか。

よろしければ、特別職報酬等の改定に関する意見が出揃いました。よって、本審議会では「据え置き」という結論としてよろしいでしょうか。

[賛同の声あり]

### (3)答申内容の検討

続きまして、ただ今決定しました審議会の判断に基づく答申内容の検討となります。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

答申案の構成について簡単にご説明いたします。答申案は3部構成となる予定です。

最初に、審議会での決定事項である「給料の額の「据え置き」についての記載となります。

次に、審議の概要となりますが、①審議経過、②答申の理由、③開催日および主な審議の内容等の審議の状況について記載いたします。

最後の部分で、委員名簿となります。

答申の理由につきましては、これまでの審議内容及び資料に基づきまして、会長、会長職務代理者と事務局にて作成の上、委員の皆様へ郵送にてお送りした上で、書面にてご意見を伺いたいと考えております。

(会長)

先ほど事務局からの説明にありましたが、答申案の作成に関しましては、私と、会長職務代理者に一任させていただき、必要な場合は審議会を開催するという方向で進めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(賛同の声あり)

(会長)

それでは、ご賛同いただいたということで、他にございませんか。

それでは、当審議会として、本件の答申内容を「据え置き」と決定いたします。

事務局は、ただ今の決定を踏まえて、答申の準備をお願いします。

(4)その他

今後の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局で答申案を作成し、文書にて送付させていただきますので、内容の確認、修正等をご指摘いただき、修正した内容を答申として確定させることとなります。

今後、答申の確定までを書面にて進めていく方向となりましたが、会長のご判断等に応じて、第3回審議会を開催する可能性があることを申し添えます。

また、今回の議事録につきましても、作成次第送付させていただきますので、修正等ございましたら、FAX、お電話等でご連絡くださいますようお願いいたします。

4 閉会

(会長)

以上ですが、委員の皆様から何かありませんでしょうか。

よろしければ、本日の十和田市特別職報酬等審議会はこれをもちまして閉会といたします。お疲れ様でした。